

第44回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日 時：平成28年8月8日(月)10:00～10:30

場 所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

議 題

- (1) ガス小売事業の登録審査方針について
- (2) 一般ガス事業者及び簡易ガス事業者の指定旧供給区域及び指定旧供給地点指定の審査方針について
- (3) ガス小売事業の事前登録等に関する経済産業局長への事務委任について

○八田委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第44回電力・ガス取引監視等委員会第1部を開催いたします。

本日は、2部構成です。公開の第1部の議題は、議事次第に書いてあります3つです。

それでは、プレスの方の撮影はここまでということでお願いいたします。もちろん、引き続き傍聴してください。

議事に入ります。議題の1つ目が、ガス小売事業の登録審査方針について、資料3に基づいて佐合課長よりお願いいたします。

○佐合取引監視課長　それでは、ご説明をさせていただきます。資料3、全体の資料のページ番号ですと4ページ目になります。

本日は、ガス小売業の登録審査の考え方について、委員の皆様方にご了承いただきたいと思っております。本年8月1日からガスの小売の登録申請の事前受け付けが始まったところではありますが、その登録申請の審査の考え方でございます。

1. 目、審査登録の流れについて書いてございます。これは電気と同じでございますけれども、経産省は、ガスの小売業の登録申請を受け付けた場合には、需要に対する供給能力がちゃんと確保できているか等の観点から審査を行うということ、それとともに委員会の意見を聴取するというようになっております。委員会は、その内容が適切かどうか審査をして意見を述べる。述べたときには遅滞なくその内容を公表するというようになります。経産大臣は、委員会の意見を聴取した上で、登録の可否を最終的に判断するという流れに

なってございます。

審査対象でございますけれども、改正ガス事業法に登録拒否要件というのが定められておりますが、これは具体的には本年7月29日に審査基準が制定されております。

ちょっと先に行っていただいて、7ページ目になるのですけれども、審査基準を掲載させていただきます。大きく2つでございます。(1)、(2)とありまして、(1)は供給能力がちゃんと確保できているかどうか、これは資源エネルギー庁のほうで確認をする項目になります。

(2)が、ガスの小売事業者が事業を適正に遂行できる見込みがあるかどうか、小売供給業務の方法、小売供給に係る料金その他の供給条件について、小売供給の相手方からの苦情や問い合わせを適切に迅速に処理できる体制ができているかどうか、こういったところを判断ということになります。要すれば、ガスの使用者の利益を適切に保護することができるようになっているかどうかというのを審査させていただくということでございます。

先ほどの4ページ目に戻っていただいて、登録審査の考え方。今申し上げました審査基準に従って、ガスの使用者の利益の保護のために適切でない認められる者に該当しないかどうかを審査するということになります。また、業務の一部を委託する場合には、委託先の体制についても確認をするということになります。

審査に当たっての基本的な視点でございますけれども、次のページに行っていただいて5ページ目でございます。①から④まで書かせていただいておりますけれども、同時同量やガス調達等の需給管理の業務など、ガス小売事業者として行う業務の実施体制が適切に定まっているかどうか。説明義務、書面交付義務といった法的義務を適切に遵守できる体制となっているかどうか。苦情処理体制が適切かどうか。さらには、反社会的勢力との関係がないものかどうか。また、経理的な基礎などもしっかりと確認していくということだと思っております。

4. 目でございますけれども、今申し上げたような視点で審査をさせていただいて登録をするということでございますが、ガスの小売業の業務執行体制や苦情処理体制は、申請書の添付書類に記載するということになっております。これに変更が生じた場合には、変更登録や変更届の対象とはならないものでございます。ただ、この体制がしっかりできているかどうかというのは非常に大事なものでございますから、登録後何か重大な変更があった場合には、経産大臣にその内容を報告するよう、審査、登録に当たっては、それを条件と付すことを経産大臣には申し伝えたいと考えております。

以上、ガスの小売登録審査の考え方についてご意見賜れば幸いです。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明内容についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。――それでは、今の説明された審査方針を了承したいと思います。今後はこの案に基づいて、事務局においてガス小売業の登録に際して適切に審査をお願いしたいと思います。

次の議題です。議題の2つ目は、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者の指定旧供給区域及び指定旧供給地点指定の審査方針について、資料4に基づいて佐合課長よりお願いいたします。

○佐合取引監視課長　　資料4、12ページ目になります。一般ガス事業者及び簡易ガス事業者の指定旧供給区域及び指定旧供給地点指定の審査の考え方について、本日、委員の皆様方にご了承いただきたいと思っております。

趣旨でございますけれども、来年4月1日からガスの小売全面自由化を行うことになっておりますが、小売の全面自由化に当たっては、いわゆる規制なき独占によって不当な料金値上げがないように、需要家の利益を阻害する事態を防止するということを十分確保しなくてはいかんということになっております。そのため、一部の地域については、経産大臣のほうで定めた指定基準に従って、経過措置料金規制を課すこととしております。その地域、地点を指定するに当たっての審査の考え方でございます。

主なポイントに行ってください、審査の流れでございます。ガスの小売事業者間、あるいは他のエネルギー供給事業者間での適正な競争関係が確保されていない場合には、ガスの使用者の利益が害されるおそれがあるということでございますので、そういった場合には、ガスの使用者の利益を保護する必要性が高いということで、指定旧供給区域等に指定することになってございます。この指定に当たって、経産大臣は当委員会の意見を聴取することになってございます。委員会としては、ガスの適正な取引の確保を図る観点から指定の審査を行って、経産大臣に意見を述べるというようになっております。この意見を述べたときには遅滞なくその内容を公表するというので、経産大臣は、委員会の意見を考慮した上で、指定旧供給区域、また供給地点の指定を行うこととなります。

2. の審査対象でございますけれども、指定旧供給区域等の指定に関しては、既に経産大臣のほうで指定の処分基準を定めてございます。委員会としては、ガスの適正な取引の確保を図る観点から、指定する区域または地点が処分基準に規定された内容に適合しているかどうかを審査するというのと、経過措置料金規制がかからない指定しない地域、地

点についても、処分基準に規定された内容に適合していないかどうか総合的に審査を行うことにしてございます。

13ページ目でございますけれども、審査の考え方—具体的な審査方法でございます。まず、指定旧供給区域等に指定する区域が処分基準の規定に合致しているものとなっているかどうか、また、そういった地域に指定しない供給区域等が処分基準の規定に合致していないものとなっているかどうか、これを委員会としては審査させていただくということで、これを指定に当たっての基本的な考え方としたいと考えてございます。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。——これは新しい呼び方でも指定旧供給区域というように旧という名前をつけるのですか。

○佐合取引監視課長　そうです。法令上はそのような文言になっています。

○八田委員長　それで、その意味というのは要するに、そこで経過措置料金規制が行われるということですね。

○佐合取引監視課長　はい。

○八田委員長　指定旧供給区域の指定が昔よりも多少変わっても旧と言いつける。

○佐合取引監視課長　そういう意味では、現時点での供給区域、供給地点の概念で指定するということになります。

○八田委員長　その後、多少面積を変えたりすることもあり得るわけ。それはない。

○佐合取引監視課長　供給区域の拡大というのがあり得る。指定区域の拡大に当たっては、またこれも委員会の意見を聞いて指定をするということになりますが、では、そのときに旧という呼び方をするかどうか、済みません、そこはまだ判然としていないです。

○八田委員長　呼び方としては旧と呼び続けるわけですね。わかりました。どうぞ、圓尾委員。

○圓尾委員　1点だけ確認です~~けれども~~。今回は後ろのほうに定められた細かい基準に基づいて判断するということだと思います~~けれども~~が、これからいろいろな状況が変わっていく中で、この基準が適正なのかどうかというところも考えなければいけない1つの項目~~かな~~と思うのですが、そこに関してはどういう取り扱いになるのですか。

○佐合取引監視課長　今直ちに何か決まっているわけではないのですが、この指定基準に従って指定した地域、あるいは指定しなかった地域で、例えばガスの料金体系が

どうなっているかとか、需要家の保護が適切に図られているかどうかというのは、監視委員会としてもしっかりウオッチしていく必要があると思っております、その中においてこの指定基準に仮に何か問題が出てくるようなことがあれば、それは資源エネルギー庁としっかり相談をしていくということになるかと思います。

○新川総務課長　電気の小売登録の審査基準は同じように大臣の審査基準で決まっておりました。こちらの委員会のほうで反社会勢力との関係がないものかという論点についてご指摘をいただきまして、それについては委員会として建議を行って、大臣の審査基準を変えていただくということはしていただきました。したがって、これにつきましても、もしその必要があれば、そういった同じような手続をとることは可能であると考えております。

○圓尾委員　わかりました。ありがとうございます。

○八田委員長　ほかにごいませんか。——それでは、今の案のとおり了承してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、委員会として案のとおりに了承いたします。

それでは、次の議題に入ります。議題の3つ目、ガス小売事業の事前登録、指定旧供給区域等の指定に関する経済産業局長への事務委任について、資料5に基づいて新川課長よりお願いいたします。

○新川総務課長　総務課長の新川でございます。

資料5に基づきましてご説明させていただきます。経済産業局への事務の委任に関するものでございます。

電気事業法の一部を改正する法律附則におきまして、経済産業大臣は、ガス小売事業の事前登録、先ほど佐合課長からご説明がありました指定旧供給区域等の指定等、指定旧供給区域等小売供給約款の事前認可等、一般ガス導管事業者の最終保証供給約款に関する事前届け出の変更命令等をしようとする際に、あらかじめ委員会の意見を聞かなければならないとされていおります。

一方、ガス小売事業の事前登録に係る権限につきましては、一定の場合、その地域を管轄しております経済産業局長に大臣の権限が事務委任されているという状況にあります。また、その他の権限（委員会への意見聴取を含む）につきまして、改正法附則において、一定の場合、供給区域等を管轄する経済産業局長に委任されている状態にございます。

そのため、ガス小売事業の全面自由化に向けて、これら事前に対応する必要のある案件について、地域特性を踏まえた判断、委員会事務の効率的な運用の観点から、先日ご議論いただきました一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可等と同様に、委員会の意見に係る事務についても各経済産業局長に事務委任することをご検討いただくものでございます。

最後のパラグラフの説明でございますが、既に一度、ガス導管事業の託送供給約款の認可については事務委任をしているという状況にありまして、今回、ガスの小売事業の事前登録等につきまして事務委任をしますが、最後、法律の執行後に残っている部分もございまして、法律の執行段階に応じて事務の委任をしていくという考えでございます。

主なポイントでございますけれども、改正法附則等における登録等に係る事務 又または 権限の経済産業局長への委任でございます。経済産業大臣から経済産業局長に委任されている事務または権限は、ガス小売事業に係る業務を行う区域 又または 供給区域 若しくはも しくは 供給地点が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるガス事業者でございます。ただし、各区域内におけるガスメーターの 取りとり付けつけとりつけ 数が100万個を超えるものは除くとされて いおり ます。

意見に係る事務の経済産業局長への委任でございますけれども、経済産業局長に対してガス小売事業の事前登録の事前申請等があれば、経済産業局長から委員会に対して意見聴取がなされることとなりますが、経済産業局長にガス事業の許可等の権限が委任されているガス事業は、各地域の需要に応じて供給地点等が点在し、事業者数も多い比較的小規模な事業者が大多数となって いおり ます。また、許可等の事務も定型的な処理になじむものが中心であること、各地域の経済産業局長に地域の特性を踏まえた事実認定に関しての知見があると考えられることというのがございまして、地域特性を踏まえた判断、委員会事務の効率的な運用の観点から、委員会の指導監督の もと下もともと、経済産業局長は随時案件を事務局に報告し、事務局は定期的に認可の実績等を委員会で報告するということを前提に、各経済産業局長に対して事務委任の形式で委任して差し支えないものと考えて いおり ます。なお、この事務委任は経済産業省の先例に従ったものではございますが、その法的性質としては授權代理と考えて いおり ます。したがって、必要があれば、委員会みずからこの権限を行使することも可能であるという解釈でございます。このため、別紙のとおり経済産業局長に委任することに関しご検討いただきたいと思つて いおり ます。

なお、市場や需要家に対する影響が大きいことが推測される案件については、各経済産

業局長が案件を把握した時点で早期に事務局へ連絡を求めることとする所存でございます。よろしく願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。ただいまのご説明に関してご質問、ご意見ございませんでしょうか。稲垣委員。

○稲垣委員　稲垣ですが、これは電力についても、ガスについても、導管についても、小売についても同じ論点があって、これで大体最後になると思うので、念のため事務局においては、建議も含めて、この事務委任については法的な整合性が図れるように検討を加えるとともに、今後、委員会として事業法についてどのような変更なり検討を加えるかを検討して、場合によっては建議の提案もいただきたいと思います。

理由は、電力もそうですし、新ガス事業法177条の規定は、大臣が処分をしようとするときに、あらかじめ委員会の意見を聞くということで、大臣が処分権限を発動する前に委員会の意見を聞くということになっています。これが法律の定めです。しかもこの委員会は大変の指揮命令下ではなくて、各委員が独立してその権限を行使するということになっています。しかも、委員会はそれぞれの局長に対する指揮命令権限をもちません。ということで、指揮命令系統は、大臣の局長に対する権限行使の系統、それから大臣と委員会に関する系統は全く別のものが想定されていて、大臣の処分権限行使に際して、あらかじめ委員会の意見を聞くということになっています。したがって、いかに小さいことであるとしても、局長に委任された大臣のやる処分権限の行使に際して、局長に対して意見を述べる権限を与える、行使させるというのは、法律上どうしても理解ができないものがあります。

この問題については、事実上の問題、それから定型的な処理が多いということが唯一の救いで、しかも、その基準なり、何か変化があることについてはこちらに報告を得ることがなされるということを前提に、これまでも電力についても同じように了解してきたわけですがけれども、特にガスの場合は小さいところが多かったり、いろいろ変化があると思いますので、こうした法律上整合的に理解できない状況を恒常的な形で固定してしまうというのは望ましいことではないと考えています。さはさりながら、実務上は非常に多数の件数をやらなければならないとか、地方局に能力があるということも考えると、一定の期間はこれを委ねざるを得ないわけですが、今後もこれを固定することは、先ほど申し上げたように望ましいことではない。

解決の方法としては、こうしたものについては、電事法なり事業法の意見を委員会に対

して求める対象から除外してしまう。その承認権限については、こういった処理ができるということがある程度わかってきた段階で法律改正して、ここの委員会の権限から除外してしまうというのが1つの整合的な処理の仕方でもあろうと思う。また、これを維持するのであれば、定型的な処理を外れるおそれがあると認められた段階でこちらが全部処理をせざるを得ないというようなこともありますので、実務的な処理能力とか、それから結果の妥当性とか、行政の効率性とか、そうしたことも踏まえて、少し事務局のほうで今後のありようを検討して、より法制度上すっきりした、そして能率的な行政が行えるような、法の趣旨が実現できるような制度を検討していただきたいと思います。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございます。今のご意見は今回のことについてというよりは、もうちょっと長い目でみて制度自身を考えるべきではないかということですが、事務局からご意見ございますか。

○新川総務課長　稲垣委員の問題意識については承知しております。ただ、現時点において、地方に委員会の担当します部屋を設けて、そこで事務をつかさどっておりますが、どうしてもそこが経済産業局に属しているが故ゆえに、今のところ体制としては局長の指揮のもと下もともとにある部屋で委員会の事務をとり行うといった形になっているが故ゆえにこうなっている状態でございます。

ご指摘のように、いずれもう少ししっかりとした地方組織ができてくればこの問題も解決するという見方もありますし、逆にそれができない以上、対象から除外するなりという方法もあろうと思います。まずは定型的な処理を外れるものについては委員会でしっかりと把握をして、その内容について必要があれば委員会自らみずからそれを処理するということで対応させていただきたいと考えていおります。よろしく願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ございませんか。——そうすると、今の稲垣先生がご指摘になった問題というのは将来考えなければいけないし、また、実際の経験を積むにしたがって、どういう解決をやったらいいかということもはっきりすると思います。しかし、いずれにしても大きな問題のときにはうちがやるということになるのでしょうと思います。

それで、基本的にただいまの各事務について経済産業局長に事務委任するということについてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにしたいと思います。事務局においては速やかに、各事務について事務委任をする旨、経済産業局長宛ての文書を発出するとともに、定期的に認可等の実績を委員会に報告してくださるようお願いいたします。

本日予定していた議事は以上でございます。ほかに何かありますでしょうか。事務局より連絡はありますか。

○新川総務課長 第2部につきましては、準備が整い次第開催させていただきます。よろしくようお願いいたします。

○八田委員長 これにて第1部を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——